

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院公印規程

平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 7 月 28 日

改正 令和 5 年 9 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の公印の管理、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(規格及び管守者)

第 2 条 公印の名称、ひな形、寸法、使用区分、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(保管)

第 3 条 公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。

(調整及び改廃)

第 4 条 管守者は、公印の新調又は廃止をしようとするときは、公印管理主管部署長に報告しなければならない。

2 公印管理主管部署長は、公印台帳を作成し、整理保存しなければならない。

(使用)

第 5 条 公印を使用するときは、押印しようとする文書を添え、管守者に提示し、押印しなければならない。

(公印の省略)

第 6 条 公印は、軽易な内容の公文書については、押印を省略することができる。

(印影の印刷)

第 7 条 事務処理上特に必要があると認められる場合は、公印の印影を印刷することができる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、公印の管理、使用等に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 7 月 28 日改正)

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 28 日改正）

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

No	名称	寸法ミリメートル	使用区分	管守者	個数	印影
1	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院理事長	方21mm	理事長名をもって処理する契約文書（法務局印鑑登録）	理事長	1	理旭病政地 中院法方 事央人独 病国総立 長院保合行
2	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院理事長	方21mm	理事長名をもって処理する文書（あらかじめ承認を受けた範囲の契約文書含む）	総務人事課長	1	地方独立行 政法人総合 病院国保旭 中央病院理 事長
3	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院理事長	方21mm	理事長名をもって処理する預金の払出し等に関わる文書	経理課長	1	理旭病政地 中院法方 事央人独 病国総立 長院保合行
4	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院	方21mm	法人名をもって処理する文書	総務人事課長	1	地方独立行 政法人総合 病院国保旭 中央病院
5	総合病院国保旭中央病院印	方24mm	課長専決事項について処理することができる文書	広報患者相談課長	1	央国総 病保合 院旭病 印中院
6	旭中央病院附属看護専門学校	方45mm	学校名をもって処理する卒業証書	学校長	1	旭中央病院 附属看護 専門学校
7	旭中央病院附属看護専門学校	方21mm	学校名をもって処理する文書	学校長	1	旭中央病院 附属看護 専門学校

8	総合病院国保旭中央病院長	方18mm	病院長名をもって処理する文書	総務人事課長	1	総合病院 国保旭中 央病院長
9	総合病院国保旭中央病院医事用印	方18mm	課長専決事項について処理することができる文書	医事課長	1	総合病院 国保旭 中央病院 医事用印
10	旭中央病院附属看護専門学校長	方18mm	学校長名をもって処理する文書	学校長	1	旭中央病院 附属看護 専門学校長
11	シルバーケアセンター施設長之印	方18mm	施設長名をもって処理する文書	施設長	1	シルバーケア センター 施設長之印
12	ケアハウス東総園施設長之印	方18mm	施設長名をもって処理する文書	施設長	1	ケアハウス 東総園施 設長之印
13	旭中央病院附属飯岡診療所長之印	方18mm	所長名をもって処理する文書	医事課長	1	旭中央病院 附属飯岡 診療所長之印

14	訪問看護ステーション 旭こころとくらしのケ アセンター施設長之印	方18mm	施設長名をもって処 理する文書	施設長	1	訪問看護 ステーション 旭こころと くらしのケ アセンター 施設長之印
15	総合病院国保旭中央病 院長麻薬・覚せい剤原 料専用之印	方24mm	病院長名をもって処 理する麻薬関係の手 続き文書	麻薬管理者	1	総合病院 国保 旭中央病院長 麻薬・覚せい剤 原料専用之印